

草津市建築物耐震改修促進計画の期間延長について

1 耐震改修促進計画とは

地震発生時における建築物・ブロック塀の倒壊被害から、市民の生命・身体および財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律等により、耐震促進計画の策定を定めています。同法律では、計画の策定について県は義務、市は県の計画に基づく努力義務となっており、策定することによって耐震診断等の国・県の補助金交付を受けることができます。

草津市の耐震改修促進計画は、現在2期計画が進行中であり、令和7年度が計画の最終年度となっています。なお、耐震改修促進計画に定めるべき事項は、下記のとおりで、現計画で、現計画にはすべてを記載しております。

○耐震改修促進計画に定められる事項

- ①建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する**目標**
- ②建築物の耐震診断及び**耐震改修の促進を図るための施策**に関する事項
- ③建築物の地震に対する安全性の向上に関する**啓発及び知識の普及**に関する事項
- ④その他当該**市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項**
 具体例：耐震診断や耐震改修を市が主体的に義務化する建築物の指定

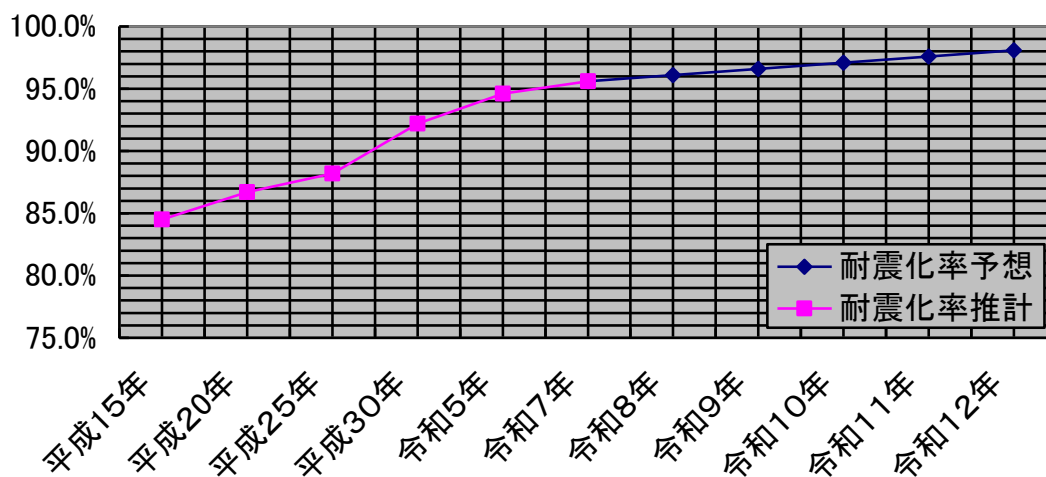
2 現在の進捗状況と今後の方針

現計画では、計画終期である令和7年度までに住宅の耐震化率を97.5%とすることを目標としています。

令和5年度の住宅・土地統計調査の結果により算出した推計では、令和5年1月時点で94.5%であり、現計画の令和7年度の目標値97.5%に向け、順調に推移しています。

また、国では『耐震性のない建物が令和12年に概ね解消』することを耐震化目標としており、本市の平成15年以降から現在までの推移からすると、令和12年には耐震化率98.1%（概ね解消）となる見込みです。

加えて、国では先の目標達成に向けて、令和6年8月に木造住宅の安全確保マニュアルを策定し、新たな施策を打ち出す計画をしていますが、現在把握している状況では、現計画の修正を行わずとも対応できることから、**現計画の計画期間を毎年延長し、引き続き計画に基づく施策を直実と進めていくとともに、国・県の動向を注視しつつ必要に応じて新たな施策展開を行う方針とします。**



3 令和12年に向けた耐震化の主な施策

○既に耐震化施策を進めているもので、継続して行う必要のあるもの

・住宅関係

[木造住宅]

現在、建築政策課での建築確認履歴検索システムより昭和56年6月以前の物件を訪問し、診断・改修について啓発中です。

※ 建築確認履歴検索システムのソフトのクラウド化が進んでおり、現有パソコンの経年劣化も考えると耐震改修促進計画の見直しに併せた更新を検討（国費を充当）する必要があります。

[共同住宅]

草津駅西口 シャルマンコーポ 336戸

令和6年度にマンション管理士派遣事業を活用いただき、長期修繕、建替え等の手法を管理士に相談されているので、引き続き啓発を行う必要があります。

・大規模建築物

平和堂 草津店（草津駅東口）耐震診断済みですが改修が未完。土地利用の変更される計画があるようで、令和12年度までの解消を目指します。

・緊急輸送路沿い

県耐震改修促進計画で、1次緊急輸送路（市役所横 県道山田草津線）指定されている道路に面して、耐震性がない恐れのある建物（辻ビル）があり、県とともに診断・改修を粘り強く啓発を続ける必要があります。

○計画には記載しているものの、今後実施検討すべき施策

・地域の避難路

自主防災の中で学区ごとにマップ作りにおいて示された避難路に面した建築物への耐震化について、危機管理課と情報共有して必要な施策を盛り込んでいきます。

・命を守る装置

1棟改修が費用面で困難な状況の場合など、簡易・低価格工法での施策を引き続き検討します。

なお、令和7年度より耐震ベッド補助事業を当課で実施します。

（現在：危機管理課所管）

4 まとめ

・耐震改修促進計画については、現計画（平成28年～令和7年）を延長し、耐震化目標を『令和7年97.5%』→『令和12年に概ね解消』に変更します。

・耐震啓発案件抽出に必要な『建築確認履歴検索システムの更新』や新たな施策を取り組めるように、令和12年度まで毎年延長および見直しの検討を行い、必要な施策を追加していきます。

5 スケジュール

・令和7年2月下旬 議会報告

・令和7年度末 令和8年度まで計画期間延長（以降、令和12年度まで毎年延長）